

○那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例

平成24年3月22日

条例第3号

改正 平成24年9月21日条例第18号

平成25年3月25日条例第25号

平成28年3月8日条例第12号

那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例(平成17年那賀町条例第114号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳幼児等を現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)その他こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年那賀町規則第49号。以下「規則」という。)第2条で定める法令をいう。

5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則第3条で定める医療に関する給付をいう。

6 この条例において「勤労者」とは別に規則で定める。

(助成を受ける資格)

第3条 次条第1項に規定するこどもはぐくみ医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本町の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は

その被扶養者であるこども(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属するこどもを除く。以下「対象となるこども」という。)の保護者とする。

(こどもはぐくみ医療費の助成)

第4条 町は、対象となるこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による付加給付金等を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、こどもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、こどもはぐくみ医療費は、支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第5条 町は、こどもが健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、こどもはぐくみ医療費として助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、こどもはぐくみ医療費の支給があったものとみなす。

3 町は、第1項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第6条 町長は、助成対象者が当該こどもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、こどもはぐくみ医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したこどもはぐくみ医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(こどもはぐくみ医療費の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段によりこどもはぐくみ医療費の支給を受けた者に対

し、当該こどもはぐくみ医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 こどもはぐくみ医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第18号)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に従前の那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月25日条例第25号)

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

平成24年6月21日

規則第9号

改正 平成24年9月24日規則第15号

平成28年3月24日規則第9号

那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年那賀町規則第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成17年那賀町条例第114号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4項の規則で定める法令)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(条例第2条第5項の規則で定める医療)

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次の各号に掲げる医療とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第2項に規定する療育医療
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5による小児慢性特定疾患治療研究事業
- (4) 昭和48年4月17日衛発第242号による特定疾患治療研究事業
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に規定する災害共済給付
- (6) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助

(条例第2条第6項の規則で定める「勤労者」)

第4条 条例第2条第6項に定める勤労者とは、賃金、給料その他これらに準ずる収入によって生活する者をいう。ただし、次の各号に掲げる勤労者は除外する。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者の被扶養者の認定のある者

- (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者の世帯に属する被保険者にあつては、那賀町国民保険税条例(平成17年那賀町条例第83号)第3条に規定された所得割の算定における賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が65万円を超えない者
- (3) (2)以外で、被保険者の世帯に属する被保険者の規定のある者は、加入日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が65万円を超えない者
- (4) 上記のほか、災害等特別な事情により条例第2条第6項の「勤労者」には該当しないと町長が認める者

(こどもはぐくみ医療費受給者証の交付申請)

第5条 こどもはぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめこどもはぐくみ医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に町長が必要とする書類を添えて町長に提出するものとする。

2 こどもはぐくみ医療費受給者証の交付申請を行った者は、町長が所得額に関する書類等の提出を必要とする場合は、速やかに当該書類を町長に提出しなければならない。

(こどもはぐくみ医療費受給者証の交付)

第6条 町長は、前条に規定する申請書に基づいてこどもはぐくみ医療費の支給を受けることができる者(以下「受給者」という。)であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、こどもはぐくみ医療費受給者証(様式第2号又は様式第3号又は様式第4号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、受給者証の有効期限が満了した者が引き続き助成対象者であることを確認したときは、受給者証を書き換え、改めて受給者証を交付するものとする。

3 受給者は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条に規定する資格を失ったときは、受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第7条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
- (2) こどもの氏名及び生年月日
- (3) 再交付申請の理由

(4) 受給者証の番号

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(受給者証の変更届)

第8条 受給者は、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合は、14日以内に変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 受給者の氏名

(2) こどもの氏名

(3) 住所

(4) 加入社会保険名

- 2 町長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

(受療の手続)

第9条 受給者は、医療を受けようとする際、条例第4条の規定によらない場合は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 被保険者証又は組合員証

(2) 受給者証

(受給者証の返還)

第10条 保険医療機関等は、受給者の子どもについて診療を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(支払の特例)

第11条 町長は、こどもが次の各号のいずれかに該当する療養を受けた場合は、当該助成対象者に対してこどもはぐくみ医療費を支給するものとする。

(1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合

(2) 医療保険各法の規定による療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による療養を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた場合

- 2 前項の規定による助成を受けようとする者は、こどもはぐくみ医療費請求書(様式第5号)

に保健医療機関等が発行する領収書、その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第12条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

- (1) 健保法第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたもの

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 こどもはぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに町長に届け出なければならない。

(こどもはぐくみ医療台帳)

第14条 町長は、こどもはぐくみ医療費の助成についてこどもはぐくみ医療台帳(様式第6号)を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月24日規則第15号)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に従前の那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月24日規則第9号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則は、平成28年4月1日以後に行われた乳幼児等医療にかかる支払の請求について適用し、同日前に行われた乳幼児等医療にかかる医療の請求については、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 改正前の那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、当

分の間所要の調整をして使用することができる。

- 4 条例改正後新たにこどもはぐくみ医療費助成の対象となった者で、平成28年5月31日までに第6条の規定により申請を行った者の受給者証の有効期限の開始日は平成28年4月1日とする。

(準備行為)

- 5 この規則の施行後に新たにこどもはぐくみ医療費の助成対象となる者についての第6条第1項に定める申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても規則第6条の規定により行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

受 付	年 月 日	決 定	年 月 日
受 給 資 格 要 否		発 行	年 月 日
要・否(理由)		加 入 保 険	国保 被用者
		付加給付の有無	
前年又は前々年の所得額	円	受 給 者 証 番 号	

注 上欄は、記入しないこと

<p>子 どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>那 賀 町 長 殿</p> <p>こどもはぐくみ医療の助成を受けたいので申請します。なお、こどもはぐくみ医療の助成を受けるにあたり住所、所得額等の調査及び確認について町担当が行うことに異議ありません。</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名 (電話 印)</p>			
子 ど も	ふりがな		男女の別 男・女
	氏 名		生年月日 平成 年 月 日
加 入 保 険	記 号 番 号		保 険 者 名
	保 険 者 所 在 地		被 保 険 者 又 は 組 合 員
	付 加 給 付 の 給 付 基 準		
	主として生計を維持する親権者(続柄)		
	ふりがな		生年月日 昭和 平成 年 月 日
氏 名			
勤務先	(電話 ー)	職業	

注 申請書を提出する場合は、被保険者証又は組合員証を持参すること。

様式第2号(第6条関係) (3歳未満 アイボリー色)

子		こどもはぐくみ医療費受給者証	
公費負担者番号			
受給者番号			
住 所			
受給者	ふりがな氏名	ふりがな氏名	
	生年月日	平成 年 月 日	
子ども	ふりがな氏名	ふりがな氏名	性別
	生年月日	平成 年 月 日	
有効期限	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	まで
那賀町長		自己負担金	
		なし (食事療養費を除く)	
交付年月日	平成 年 月 日		

受給者のみなさんへ

- 1 この証は、徳島県内の保険医療機関等で保険の自己負担分(入院時食事療養費を除く。)を支払わないで受診することができる証で守から大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等で診療を受ける場合は該保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 入院時食事療養費については、保険医療機関等で自己負担金を支払い、こどもはぐくみ医療費請求書に領収書及びこの証を添えて、窓口へ請求してください。
- 4 柔道整復師による施術又は徳島県外の保険医療機関等で診療を受ける場合は、自己負担金を支払い、こどもはぐくみ医療費請求書に領収書及びこの証を添えて、窓口へ請求してください。
- 5 有効期間を経過したり、その他受給資格を失ったときは、この証は廃用できませんから、速やかに町長に返してください。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けてください。
- 6 氏名、居住地及び保険証の内容に変更があったときは14日以内にその旨を届け出てください。

医療機関のかたへ

- 1 この証を持参している者は、那賀町こどもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担分を町より助成されます。
- 2 この証を持参している者に医療保険の自己負担分(食事療養費以外)が発生した際には、国保連合会及び診療報酬支払基金に請求手続きを行ってください。
- 3 入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)については、後で町から払い戻しをします。窓口では自己負担金を徴収するとともに領収書を発行してください。

那賀町 すこやか子育て課 0884-62-1150

様式第3号(第6条関係) (3歳以上 ピンク色)

子		こどもはぐくみ医療費受給者証	
公費負担者番号			
受給者番号			
住 所			
受給者	ふりがな氏名	ふりがな氏名	
	生年月日	平成 年 月 日	
子ども	ふりがな氏名	ふりがな氏名	性別
	生年月日	平成 年 月 日	
有効期限	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	まで
那賀町長		自己負担金	
		なし (食事療養費を除く)	
交付年月日	平成 年 月 日		

受給者のみなさんへ	
<p>1 この証は、徳島県内の保険医療機関等で保険の自己負担分(入院時食事療養費を除く。)を支払わないで受診することができる証で守から大切に保持してください。</p> <p>2 保険医療機関等で診療を受ける場合は該保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>3 入院時食事療養費については、保険医療機関等で自己負担金を支払い、こどもはぐくみ医療費請求書に領収書及びこの証を添えて、窓口へ請求してください。</p> <p>4 柔道整復師による施術又は徳島県外の保険医療機関等で診療を受ける場合は、自己負担金を支払い、こどもはぐくみ医療費請求書に領収書及びこの証を添えて、窓口へ請求してください。</p> <p>5 有効期間を経過したり、その他受給資格を失ったときは、この証は廃用できませんから、速やかに町長に返してください。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けてください。</p> <p>6 氏名、居住地及び保険証の内容に変更があったときは14日以内にその旨を届け出てください。</p>	
医療機関のかたへ	
<p>1 この証を持参している者は、那賀町こどもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担分を町より助成されます。</p> <p>2 この証を持参している者に医療保険の自己負担分(食事療養費以外)が発生した際には、国保連合会及び診療報酬支払基金に請求手続きを行ってください。</p> <p>3 入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)については、後で町から払い戻しをしますので、窓口では自己負担金を徴収するとともに領収書を発行してください。</p>	
那賀町 すこやか子育て課 0884-62-1150	

様式第4号(第6条関係) (中学生以上 黄緑色)

子 子どもはぐくみ医療費受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
住 所			
受給者	ふりがな氏名	ふりがな氏名	
	生年月日	平成 年 月 日	
子ども	ふりがな氏名	ふりがな氏名	性別
	生年月日	平成 年 月 日	
有効期限	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
那賀町長	自己負担金		
	なし (食事療養費を除く)		
交付年月日	平成 年 月 日		

受給者のみなさんへ

- この証は、徳島県内の保険医療機関等で保険の自己負担分(入院時食事療養費を除く。)を支払わないで受診することができる証です。大切に保持してください。
- 保険医療機関等で診療を受ける場合は被保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 入院時食事療養費については、保険医療機関等で自己負担金を支払い、子どもはぐくみ医療費請求書に領収書及びこの証を添えて、窓口へ請求してください。
- 東道監理院による施設又は徳島県外の保険医療機関等で診療を受ける場合は、自己負担金を支払い、子どもはぐくみ医療費請求書に領収書及びこの証を添えて、窓口へ請求してください。
- 有効期間を経過したり、その他受給資格を失ったときは、この証は使用できませんから、速やかに町長に返してください。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けてください。
- 氏名、居住地及び保険証の内容に変更があったときは14日以内にその旨を届け出てください。

医療機関のかたへ

- この証を持参している者は、那賀町子どもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担分を町より助成されます。
- この証を持参している者に医療保険の自己負担分(食事療養費以外)が発生した際には、国保連合会及び診療報酬支払基金に請求手続きを行ってください。
- 入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)については、家で町から払い戻しをします。窓口では自己負担金を徴収するとともに領収書を発行してください。

那賀町 子どもはぐくみ課 0884-62-1150

様式第5号(第11条関係)

子	こどもはぐくみ医療費請求書	平成 年 月 日																							
那賀町長 殿																									
(請求者) 住所																									
氏名 印																									
(電話 ー)																									
<p>那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づきこどもはぐくみ医療療養費として次のとおり請求します。</p>																									
こどもはぐくみ医療療養費請求額		一金 円也																							
受療区分		入院・外来・食事・コルセット等																							
受療年月日		平成 年 月 日																							
受療者	受給者証番号	加入保険 被保険者名																							
	氏名	保険証記号番号																							
	生年月日 平成 年 月 日	保険者名																							
<p>助成算定額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30%; text-align: center;">一部負担金額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%; text-align: center;">付加給付額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; width: 35%; text-align: center;">助成決定額</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">療養費支給額</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">助成決定者 印</p>			一部負担金額	-	付加給付額	円	=	助成決定額	円		療養費支給額	円		円											
一部負担金額	-	付加給付額	円	=	助成決定額																				
円		療養費支給額	円		円																				
<p>上記請求によるこどもはぐくみ医療費を下記の預金口座に振込を依頼します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">口座振込先</td> <td>金融機関名</td> <td>銀行 支店</td> <td>1. 普通</td> <td colspan="6" rowspan="2">口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組合 支所</td> <td>2. 当座</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(フリガナ) 口座名義人</td> <td>金庫</td> <td>3. その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>			口座振込先	金融機関名	銀行 支店	1. 普通	口座番号							組合 支所	2. 当座		(フリガナ) 口座名義人	金庫	3. その他						
口座振込先	金融機関名	銀行 支店		1. 普通	口座番号																				
		組合 支所	2. 当座																						
	(フリガナ) 口座名義人	金庫	3. その他																						

- 注 1 医療機関等で発行された領収書を添付してください。
 2 治療用器具等について保険給付のある場合には「療養費支給証明書」を添付してください。

こどもはぐくみ医療台帳

こどもはぐくみ医療受給者証		受給者		乳幼児		住所	加入保険					医療費助成額											
発行年月日	番号	氏名	生年月日	氏名	生年月日		記号番号	被保険者名	保険者名	所在地		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		男・女		男・女						入院外科調療養費食													
		男・女		男・女						入院外科調療養費食													
		男・女		男・女						入院外科調療養費食													
		男・女		男・女						入院外科調療養費食													
		男・女		男・女						入院外科調療養費食													

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)(3歳未満 アイボリー色)

様式第3号(第6条関係)(3歳以上 ピンク色)

様式第4号(第6条関係)(中学生以上 黄緑色)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第14条関係)(B-4)